

九州大学大学院数理学府規則

平成16年度九大規則第125号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 5年 3月28日
(令和4年度九大規則第64号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。)及び九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)により各学府規則において定めるように規定されている事項その他数理学府(以下「本学府」という。)の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 数理学の研究と教育を行い、その研究成果と人材養成をもって社会に貢献することを目的とする。

(教育コース等)

第1条の3 本学府数理学専攻修士課程に、次のコースを置く。

数理学コース

MMAコース

2 前項に掲げるもののほか、本学府数理学専攻修士課程に、国際コース(英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。)として、International Master's Program in Mathematicsを置く。

第1条の4 本学府数理学専攻博士後期課程に、次のコースを置く。

数理学コース

2 前項に掲げるもののほか、本学府数理学専攻博士後期課程に、国際コース(英語による授業により学位取得可能な教育課程をいう。)として、International Doctoral Program in Mathematicsを置く。

(入学の審査)

第2条 入学を志願する者に対する審査は、学力検査、出身大学の大学長(学部長又は研究科等の長)による成績証明書その他本学府の定める資料により行うものとする。

(入学の時期)

第3条 本学府教授会の議を経て、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

(学期)

第4条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第5条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目、単位、履修の方法、試験等)

第6条 授業科目、単位及び履修方法は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 本学府の開設する授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目とする。

3 第1項の規定にかかわらず、数理学府長(以下「本学府長」という。)は、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

4 単位計算の基準は、講義及び演習については15時間をもって1単位とする。

第7条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を本学府長に届け出なければならない。

2 学府において、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府

又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。

3 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が特に必要があると認めるときは、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

第8条 履修した授業科目については、当該授業科目の授業が終了した後に成績評価を行う。

2 各授業科目の成績は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもって表示し、S、A、B及びCをもって合格とする。

第9条 前条第1項の合格の認定を受けた授業科目については、本学府教授会の議を経て、本学府長が所定の単位を与える。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第10条 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生が本学府の指定する他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が、15単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

3 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第11条 外国の大学の大学院に留学した期間（本学府教授会の議を経て承認された大学の大学院及び期間に限る。）は、第12条又は第13条の課程修了の要件となる在学期間として取り扱うことができる。

2 前項の外国の大学の大学院において修得した単位は、本学府教授会の議を経て、15単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2 本学府の学生が、通則第26条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の議を経て本学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)

第11条の3 第10条第2項及び第11条第2項の規定により課程修了の要件となる単位として認定することができる単位数は、通則第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を限度とする。

(修士課程の修了要件)

第12条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、数理学コース及びInternational Master's Program in Mathematicsにあっては、本学府教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格すること、MMAコースにあっては、本学府教授会の行う講究報告の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、数理学コース及びInternational Master's Program in Mathematicsにあっては、総長が優れた業績を上げたと認めた者については、在学期間に関しては、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第13条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以

上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必修科目10単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（修士論文の提出）

第14条 数理学コースにおける修士論文は、在学期間中、本学府の定める期日までに、本学府長に提出するものとする。

（博士論文の提出）

第15条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受けた上で提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程に在学する者で特に優れた研究業績を上げた本学府教授会の議を経て、本学府長が認めるものは、在学期間が2年に満たなくても論文を提出することができる。

（教員免許状の取得）

第16条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとする者は、大学が独自に設定する科目において所定の単位を修得しなければならない。

（科目等履修生）

第17条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第2項に定めるところによる。

第18条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

- 2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第19条 科目等履修生の履修した授業科目については、成績評価を行い、合格とされたものについて所定の単位を与える。

第20条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

（聴講生）

第21条 別表第1及び別表第2の授業科目について聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することがある。

第22条 聴講を志願できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

第23条 聴講を志願する者は、所定の願書に履歴書及び検定料を添えて本学府長に提出しなければならない。

第24条 聴講を志願する者に対する選考方法については、本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。

（雑則）

第25条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第219号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院数理学府規則別表の規定は、平成17年度に本学府に入学する者から適用し、平成17年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年度九大規則第80号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院数理学府規則は、平成18年度に本学府に入学する者から適用し、平成18年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年度九大規則第43号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第93号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院数理学府規則は、平成21年度に本学府に入学する者から適用し、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年度九大規則第96号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院数理学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第26号）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院数理学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、同年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第112号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院数理学府規則は、平成23年度に本学府に入学する者から適用し、平成23年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第65号）

この規則は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第140号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院数理学府規則は、平成26年度に本学府に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第166号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第46号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第132号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院数理学府規則別表第1の規定は、平成29年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第127号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院数理学府規則は、平成30年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第111号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院数理学府規則は、平成31年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成31年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第61号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院数理学府規則は、令和2年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第25号）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第101号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院数理学府規則は、令和3年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第102号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院数理学府規則は、令和4年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和4年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第64号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院数理学府規則は、令和5年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和5年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表第1 修士課程
数理学コース

授 業 科 目	単位数
(展望科目)	
数論大意	2
代数幾何学大意	2
微分幾何学大意	2
位相幾何学大意	2
複素解析学大意	2
微分方程式大意	2
組合せ論大意	2
表現論大意	2
確率論大意	2
関数解析大意	2
無限解析大意	2
非線形解析大意	2
力学系大意	2
計算数理学大意	2
複雑システム大意	2
統計数理学大意	2
(基礎科目)	
数論基礎・演習	4
代数幾何学基礎・演習	4
微分幾何学基礎・演習	4
位相幾何学基礎・演習	4

複素解析学基礎・演習	4
微分方程式基礎・演習	4
組合せ論基礎・演習	4
表現論基礎・演習	4
確率論基礎・演習	4
作用素環論基礎・演習	4
無限解析基礎・演習	4
非線形解析基礎・演習	4
計算数理学基礎・演習	4
統計数理学基礎・演習	4
最適化理論基礎・演習	4
(先端科目)	
数論 I	2
数論 II	2
代数幾何学 I	2
代数幾何学 II	2
微分幾何学 I	2
微分幾何学 II	2
位相幾何学 I	2
位相幾何学 II	2
複素解析学 I	2
複素解析学 II	2
微分方程式 I	2
微分方程式 II	2

組合せ論 I	2
組合せ論 II	2
表現論 I	2
表現論 II	2
確率論 I	2
確率論 II	2
作用素環論 I	2
作用素環論 II	2
無限解析 I	2
無限解析 II	2
非線形解析 I	2
非線形解析 II	2
力学系 I	2
力学系 II	2
計算数理学 I	2
計算数理学 II	2
複雑システム I	2
複雑システム II	2
統計数理学 I	2
統計数理学 II	2
最適化理論 I	2
最適化理論 II	2
数理科学 I	2
数理科学 II	2

(学際科目)	
数理科学特別講義 I	1
数理科学特別講義 II	1
数理科学特別講義 III	1
数理科学特別講義 IV	1
数理科学特別講義 V	1
数理科学特別講義 VI	1
数理科学特別講義 VII	1
数理科学特別講義 VIII	1
数理科学特別講義 IX	1
数理科学特別講義 X	1
数理科学特別講義 X I	1
数理科学特別講義 X II	1
数理科学特別講義 X III	1
数理科学特別講義 X IV	1
数理科学特別講義 X V	1
数理科学特別講義 X VI	1
数理科学特別講義 X VII	1
数理科学特別講義 X VIII	1
数理科学特別講義 X IX	1
数理科学特別講義 X X	1
応用数学 I	1
応用数学 II	2
応用数学 III	2

応用数学Ⅳ	1
(基礎講究)	
数理学基礎講究Ⅰ	6
数理学基礎講究Ⅱ	6
数理学基礎論究	4
<p>(履修方法)</p> <p>必修科目は、「数理学基礎講究Ⅰ」及び「数理学基礎論究」とし、その他の科目は、選択科目とする。選択科目には、MMAコースの選択必修科目、選択科目及びマス・フォア・イノベーション関係学府の授業科目のうち科目区分「基礎科目」の「数学共創基礎Ⅰ」～「数学共創基礎ⅩⅩ」を含めることができる。</p>	

MMAコース

授 業 科 目	単位数
MMA講究A	3
MMA講究B	3
MMA講究C	3
MMA講究D	3
MMA特別実習	1
MMA実務講義	1
MMA数学特論Ⅰ	2
MMA数学特論Ⅱ	2
数学史	2
数理モデル概論	2
機能数理学概論Ⅰ	2
機能数理学概論Ⅱ	2
アクチュアリ数理	2
計算機数学実習	2

MMA 数学入門	2
<p>(履修方法)</p> <p>1 必修科目は、「MMA 講究 A」、「MMA 講究 B」、「MMA 講究 C」、「MMA 講究 D」、「MMA 特別実習」及び「MMA 実務講義」とし、選択必修科目は「MMA 数学特論 I」、「MMA 数学特論 II」から 2 単位、その他の科目は、選択科目とする。選択科目には、数理学コースの（基礎講究）科目以外の選択科目及びマス・フォア・イノベーション連係学府の授業科目のうち科目区分「基礎科目」の「数学共創基礎 I」～「数学共創基礎 XX」を含めることができる。</p> <p>2 「計算機数学実習」、「MMA 数学入門」及び数理学コースの（基礎講究）科目の「数理学基礎論究」は、自由科目であり、課程修了要件の単位として認定しない。</p>	

International Master's Program in Mathematics

授 業 科 目	単位数
Number Theory	2
Algebraic Geometry	2
Differential Geometry	2
Topology	2
Complex Analysis	2
Differential Equations	2
Combinatorics	2
Representation Theory	2
Probability	2
Functional Analysis	2
Infinite Analysis	2
Nonlinear Analysis	2
Dynamical Systems	2
Computational Mathematics	2
Complex Systems	2
Statistics	2

Advanced Number Theory	4
Advanced Algebraic Geometry	4
Advanced Differential Geometry	4
Advanced Topology	4
Advanced Complex Analysis	4
Advanced Differential Equations	4
Advanced Combinatorics	4
Advanced Representation Theory	4
Advanced Probability	4
Advanced Operator Algebras	4
Advanced Infinite Analysis	4
Advanced Nonlinear Analysis	4
Advanced Computational Mathematics	4
Advanced Statistic	4
Advanced Optimization Theory	4
Special Lectures I	1
Special Lectures II	1
Special Lectures III	1
Special Lectures IV	1
Special Lectures V	1
Special Lectures VI	1
Special Lectures VII	1
Special Lectures VIII	1
Special Lectures IX	1

Special Lectures X	1
Special Lectures in Applied Mathematics I	2
Special Lectures in Applied Mathematics II	2
Special Lectures in Applied Mathematics III	2
Special Lectures in Applied Mathematics IV	2
Special Lectures in Applied Mathematics V	2
Basic Seminar I	8
Basic Seminar II	8
Thesis	4
<p>(履修方法) 必修科目は、「Basic Seminar I」及び「Thesis」とし、その他の科目は、選択科目とする。</p>	

別表第2 博士後期課程
 数理学コース

授業科目	単位数
数理学講究 I	6
数理学講究 II	6
数理学講究 III	6
数理学論究	4
数理学特別実習	4
<p>(履修方法) 1 必修科目は、「数理学講究 I」及び「数理学論究」とする。 2 「数理学講究 II」、「数理学講究 III」及び「数理学特別実習」は、自由科目であり、課程修了要件の単位として認定しない。</p>	

International Doctoral Program in Mathematics

授業科目	単位数
Advanced Seminar I	6
Advanced Seminar II	6
Advanced Seminar III	6
Doctoral Research	4
Internship	4
<p>(履修方法)</p> <p>1 必修科目は、「Advanced Seminar I」及び「Doctoral Research」とする。</p> <p>2 「Advanced Seminar II」、「Advanced Seminar III」及び「Internship」は、自由科目であり、課程修了要件の単位として認定しない。</p>	